

様式第二（第二条関係）

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成17年5月12日

内閣総理大臣 殿

津市長 近藤 康雄 印

河芸町長 長谷川 政春 印

平成15年11月28日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

記

1. 構造改革特別区域の名称

複合型産業集積特区

2. 変更事項

(1) 8 特定事業の名称

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（403）

の削除

外国企業支店等開設促進事業（509）

の追加

(2) 上記（1）に伴う構造改革特別区域計画別紙の削除と追加

(3) 上記に伴う説明等の修正

3. 変更事項の内容

別紙新旧対照表のとおり

(別紙) 新旧対照表

変更前	変更後
4 構造改革特別区域の特性	
<p>中勢北部サイエンスシティ(以下「サイエンスシティ」という。)は、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」(以下「地方拠点法」という。)に基づく産業業務施設再配置の受け皿となる業務拠点「津オフィス・アルカディア」を核として、その周りに生産や流通、住宅を担う区域と公園を一体的に整備した、国と地方の協同による約169haの複合型産業集積拠点である。</p> <p>サイエンスシティを構成する津オフィス・アルカディアと流通用地は平成12年12月、産業用地は平成13年7月からそれぞれ分譲を開始するとともに、住宅用地を平成14年9月から分譲し、また、隣接する大規模総合公園の一部を平成13年4月から開園してきている。</p> <p>サイエンスシティは、市街地の近郊に位置する地理的な特長を有するため、基礎・応用研究機関である三重大学や公設試験研究機関との連携が行いやすいばかりでなく、優れた高速交通アクセスや中部国際空港への海上アクセスを有するなど国内外主要都市への交通ネットワーク面においても高い優位性を持った区域である。</p> <p>サイエンスシティは、これら優位性と各機能を担う区域の集合化により、新たな産業創出や地域産業振興に資する先端的産業の研究開発から製造、物流に至る一貫した産業活動を一元的に行うことができる新たな産業集積の受け皿となっている。</p>	<p>中勢北部サイエンスシティ(以下「サイエンスシティ」という。)は、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」(以下「地方拠点法」という。)に基づく産業業務施設再配置の受け皿となる業務拠点「津オフィス・アルカディア」を核として、その周りに生産や流通、住宅を担う区域と公園を一体的に整備した、国と地方の協同による約165haの複合型産業集積拠点である。</p> <p>サイエンスシティを構成する津オフィス・アルカディアと流通用地は平成12年12月、産業用地は平成13年7月からそれぞれ分譲を開始するとともに、住宅用地を平成14年9月から分譲し、また、隣接する大規模総合公園の一部を平成13年4月から開園してきている。</p> <p><u>サイエンスシティは、市街地の近郊に位置する地理的な特長を有するため、基礎・応用研究機関である国立大学法人三重大学(以下「三重大学」という。)や公設試験研究機関との連携が行いやすいばかりでなく、優れた高速交通アクセスや中部国際空港(セントレア)に短時間で直結する海上アクセス「津なぎさまち」を有するなど国内外主要都市への交通ネットワーク面においても高い優位性を持った区域である。</u></p> <p>津市は、既に三重県が認定を受けている「みえメディカルバレー創生特区」の対象区域として設定されており、サイエンスシ</p>

<p>このため、これら機能と優位性を生かしつつ、企業立地の形態の変容など経済情勢への時宜にかなった対応を行い、サイエンスシティへの先端的産業の事務所・研究所やその生産工場並びに物流・ロジスティクスセンターなどの集積を実現することが、地域の安定した雇用の場を確保し、地域における経済発展や活力増進を図るうえで必要である。</p>	<p><u>ティは、外国人研究者やメディカル分野に関連する特定事業に携わる外国人が三重大学との共同研究を行う活動拠点とも位置づけられている。</u></p> <p>サイエンスシティは、これら優位性と各機能を担う区域の集合化により、新たな産業創出や地域産業振興に資する先端的産業の研究開発から製造、物流に至る一貫した産業活動を一元的に行うことができる新たな産業集積の受け皿となっている。</p> <p><u>このため、これら機能と優位性を生かしつつ、用地賃貸制度や外国企業の積極的な立地支援策を時宜に合わせて講じることにより、サイエンスシティへの国内外の先端的産業の事務所・研究所やその生産工場などの集積を実現することが、地域の安定した雇用の場を確保し、地域における経済発展や活力増進を図るうえで必要である。</u></p>
<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p>	
<p>サイエンスシティは、まちづくりの基本目標のひとつである「生き生きとして魅力ある県都づくり」を実現するため、基礎・研究開発機関である三重大学や公的試験研究機関等の立地する地域特性を生かし、高度情報通信の拠点機能を有した研究開発や先端的産業を中心とする新たな産業業務の拠点づくりの事業として、三重のくにづくり宣言（三重県、平成9年11月策定）や津市第4次総合計画中期基本計画（津市、平成13年4月策定）に重点的に位置づけられたものである。</p> <p>また、サイエンスシティにおいて企業や産業の立地を進め、産業構造の高度化や多様化を進めることが、多様な選択が可能な就業の場を確保するばかりでなく、次世代を担う新たな産業の創出や新製品の開発</p>	<p>サイエンスシティは、まちづくりの基本目標のひとつである「生き生きとして魅力ある県都づくり」を実現するため、基礎・研究開発機関である三重大学や公的試験研究機関等の立地する地域特性を生かし、<u>「県民しあわせプラン（三重県、平成16年4月策定）」</u>では、「<u>戦略的な企業誘致により短期間に多くの企業立地を誘導する</u>」<u>重点プログラムの受け皿として、また、津市第4次総合計画中期基本計画（津市、平成13年4月策定）</u>では、<u>高度情報通信の拠点機能を有した研究開発や先端的産業を中心とする新たな産業業務の拠点づくりの事業として重点的に位置づけられたものである。</u></p> <p><u>このため、サイエンスシティにおいて、国内企業はもとより、グローバルな企業活動</u></p>

などを誘引、促進し、「住み」「働き」「憩う」の多様な機能が一体となった先端的な都市空間の形成の実現に貢献するものとなる。

このため、サイエンスシティは、国土開発整備である地方拠点法に基づく研究・開発の業務拠点「津オフィス・アルカディア」を中心とし、土地開発公社が地域の秩序ある整備に寄与する工業用地及び流通業務団地などを一体的に整備した、いわば国と地方の連携による地域活力の向上を目指した協同事業として着手したものであり、国と地方の相互施策の相乗効果により次世代を担う産業構造の高度化や多様化を進めるモデルとなるものである。

近年、バブル崩壊やその後の景気低迷等を背景として、地方への企業立地は減少する傾向にあるが、こうした中において、国と地方が相互に産業集積の受け皿を分担しながら活力ある地域を形成するために、双方の方向と力を合わせるサイエンスシティ事業の取り組みと成果が全国的な産業集積の取り組みに大きく波及するものである。

また、産業集積に関わって、賃貸による業務用地の確保など近年の企業の立地形態も変容してきており、従来の土地分譲型による用地造成施策には限界が見えてきていることから、市場型取引の基軸化が進む企業や産業の国内地域への新たな資本投下を誘引するためには、土地賃貸など時宜にかなった対応も前述した取り組みに加えて極めて重要であり、必要なものである。

これとともに、地域の産業構造を国際間や地域間の競争に打ち勝つ力強いものへ

を展開しようとする外国企業の立地により、国内外の企業が相乗して産業構造の高度化や多様化を進めることが、多様な選択が可能な就業の場を確保するばかりでなく、次世代を担う新たな産業の創出や新製品の開発などを誘引、促進し、「住み」「働き」「憩う」の多様な機能が一体となった先端的な都市空間の形成の実現に貢献するものとなる。

さらに、津市は、グローバルな企業活動を容易に実現するため、中部国際空港（セントレア）と短時間で直結する海上アクセス「津なぎさまち」を平成17年2月から開港してきており、特に、外国企業の事業所等の立地を受け入れ易い環境を整備してきている。

こうした中で、国施策として、平成15年度から5年間で日本国内への直接対内投資を倍増する取り組みが積極的になされてきていることを勘案すると、外国企業が日本国内での活動を支援するための施策を適切に講じることで、サイエンスシティへの外国企業の立地と集積を促進することとなり、このことが、国と地方の相互施策の実現に大きく寄与し、外国企業の直接対内投資倍増の目標達成に貢献するモデルとなるものである。さらに、国と地方が相互に産業集積の受け皿を分担しながら活力ある地域を形成するために、双方の方向と力を合わせるサイエンスシティ事業の取り組みと成果が全国的な産業集積と外国企業誘致の取り組みに大きく波及するものである。

また、国内外企業の立地に関わって、サイエンスシティでは、賃貸による業務用地取得の制度も平成16年1月以降、構造改

と転換していくことが求められることから、新たな成長が見込まれる情報通信、ナノテク、バイオ関連産業や物流・ロジスティックスなどを戦略的に振興する産業分野として、サイエンスシティへの主要な立地産業として位置づけるとともに、これら新規成長産業の創出や企業がいきいきと事業活動を進められる高度な基盤整備を併せて行うことが必要であると考えているところである。

このため、サイエンスシティには、情報通信、ナノテク、バイオや物流・ロジスティックス関連分野など成長が期待される産業の集積に寄与するインターネット相互接続点や高速大容量な情報通信インフラが民間活力により整備されてきている。

これら重要なインフラ整備が、「官」や国内の主要な「民間事業者」ではなく、地域の「民間事業者」の主要事業としてサイエンスシティに提供されてきており、こうした国と地方のみならず地域の民間事業者を含めた相互協力により地域の活性化が取り組まれてきている点を特筆したい。

この三位一体の取り組みが「情報通信技術」の進展に支えられた情報通信、ナノテクやバイオ関連分野などの先端的産業の立地や集積に大きく貢献することとなり、その成果が全国的なモデルとなりえると考ええる。

これら取り組みが、サイエンスシティへの企業の立地と集積化に向けた大きな牽引要因となり、もって当初開発計画の目的である複合型産業拠点の早期形成が図れるとともに、地域の雇用確保や複合的な産業活力拠点の整備実現を促進することが可能となるものである。

革特区として導入してきており、こうした選択的立地支援の取り組みも前述したものに加えて極めて重要であり、必要なものである。

これとともに、サイエンスシティに立地した国内外の企業がいきいきと事業活動を進められる高度な情報基盤整備を併せて行うことが必要であると考えているところである。

このため、サイエンスシティには、情報通信、ナノテク、バイオ・メディカル関連分野など成長が期待される産業の集積に寄与するインターネット相互接続点や高速大容量な情報通信インフラが民間活力により整備されてきている。

これら重要なインフラ整備が、「官」や国内の主要な「民間事業者」ではなく、地域の「民間事業者」の主要事業としてサイエンスシティに提供されてきており、こうした国と地方のみならず地域の民間事業者を含めた相互協力により地域の活性化が取り組まれてきている点を特筆したい。

この三位一体の取り組みが「情報通信技術」の進展に支えられた情報通信、ナノテクやバイオ・メディカル関連分野などの先端的産業の立地や集積に大きく貢献することとなり、その成果が全国的なモデルとなりえると考える。

これら取り組みが、サイエンスシティへの国内外企業の立地と集積化に向けた大きな牽引要因となり、外国企業の日本国内への直接的対内投資の促進に貢献するとともに、サイエンスシティの整備目的である複合型産業拠点の早期形成が図れ、地域の雇用確保や複合的な産業活力拠点の整備実現を促進することが可能となるもので

	ある。
<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p>	
<p>バブル崩壊やその後の景気低迷等を背景として、地方への企業立地は減少する一方、賃貸による業務用地の確保など企業の立地形態も変容してきており、従来の土地分譲型による企業立地施策には限界が見えてきている。</p> <p>このため、特区申請区域であるサイエンスシティの産業用地並びに流通用地において、新たな成長が見込まれるもののうち特に情報通信関連分野の先端的産業の工場等と、それら工場等への部品や工場等からの製品の物流、津オフィス・アルカディアに立地する事務所・研究所等をはじめ三重県の中西部圏域に立地・操業している企業等の物流・ロジスティックスを担う物流拠点をその立地形態に即して誘致し、立地することで、地域の経済と産業の振興に資する複合型産業拠点を業務拠点区域「津オフィス・アルカディア」を中心に一体的に形成し、産業集積を促進するとともに、新たな雇用の場の確保を図ることを目標とする。</p> <p>併せて、サイエンスシティは、津オフィス・アルカディアを中心として「住み」「働き」「憩う」の多様な機能が一体となった新たな都市空間の形成を目指すことから、サイエンスシティに住み、又は働く者の利便性の確保と、更にその交通アクセスの優位性を生かした広域的な都市機能を担う拠点づくりを図っていくことも目標とする。</p> <p>そこで、この目標を実現するため、この計画においては、特区制度の導入により、産業用地並びに流通用地において企業が</p>	<p><u>国内企業と併せ、外国企業の立地促進を図ることで、サイエンスシティにおける複合型産業拠点の早期形成を図り、新たな設備投資に伴う地域の雇用確保や複合的な産業活力拠点の整備実現を促進することが重要である。</u></p> <p><u>このため、特区申請区域であるサイエンスシティにおいて、新たな成長が見込まれるもののうち特に情報通信とバイオ・メディカル関連分野の事務所・研究所とそれら先端的産業の工場等を立地しようとする外国企業の国内準備事務所等の立ち上げと開設を支援することで、地域の経済と産業の振興に資する複合型産業拠点を業務拠点区域「津オフィス・アルカディア」を中心に一体的に形成し、国内外企業の産業集積を促進するとともに、新たな雇用の場の確保を図ることを目標とする。</u></p> <p><u>そこで、この目標を実現するため、この計画においては、特区制度の導入により、サイエンスシティの中核支援施設「あかつピア」(設置者：株式会社津サイエンスプラザ。津市、独立行政法人中小企業基盤整備機構、三重県、三重県安芸郡河芸町を筆頭株主とする第三セクター。)において外国企業の立地準備のための事務所を提供していく。</u></p> <p><u>また、外国企業の誘致促進を目的とした行政・経済団体等の広域連携組織である「グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ(以下「GNI」という。)」に津市が参画していることから、外国企業のサイエンスシティでの立ち上げ時には、GNIが弁護士等による法人設立手続などについて積極的な</u></p>

賃貸による業務用地の確保を図れるようにする。このことが立地・操業に係る企業の初期投資を抑制し、地域への企業の新たな事業投資を刺激することとなり、サイエンスシティへの企業の立地に繋がることとなる。

この計画では、サイエンスシティにおける優れた情報通信インフラ基盤を踏まえ、まず、成長分野で集積の核となることが見込まれる情報通信関連産業の製造工場や物流・ロジスティックスセンターの先導的な立地をこうした賃貸制度の導入により実現したい。このことが津オフィス・アルカディアにおける先端的な情報通信の技術開発研究所等の立地にも寄与し、また、津オフィス・アルカディアの研究所等から創造される新たな研究成果がその製造工場にも還元されるものと考えている。

また、情報通信関連産業の製造工場や物流・ロジスティックスセンターの先導的な立地は、部品供給等製造企業が単独で事業を立ち上げる場合に比べてシナジー効果が大きく、集積が集積を呼ぶ効果が期待できるものであることから、平成17年度末までに誘致・立地し、こうした集積の連鎖を起こす起爆剤としたい。

その後、これら核となる企業を取り巻く関連企業の集積を促進し、研究・開発の担う業務拠点区域「津オフィス・アルカディア」、産業用地及び流通用地区域に立地する企業等の相互相乗効果により、新たな産業創出や地域産業の振興に資する先端的産業の研究開発から製造、物流に至る一貫した産業活動を一元的に行い得る複合型産業集積地域をサイエンスシティにおいて実現し、安定した雇用の場を確保すると

支援を行っていく。

また、この計画では、サイエンスシティにおける優れた情報通信インフラ基盤が整備されていること、並びに、「みえメディカルバレー創生特区」がバイオ・メディカル分野の外国研究者等への規制緩和による当該関連産業の誘発と集積の早期実現を図る計画となっていることから、まず、成長分野で集積の核となることが見込まれる情報通信やバイオ・メディカル、同融合分野関連産業の事務所・研究所の立地をこうした立ち上げ支援制度の導入により積極的に実現したい。

こうした、成長分野の先導的な立地は、国内企業との連携や影響等においてシナジー効果が大きく、集積が集積を呼ぶ効果が期待できるものであることから、本計画による特区制度を活用して、平成18年度末までに当該成長分野の外国企業を誘致・立地し、産業集積の連鎖を起こす起爆剤としたい。

その後、これら外国企業を取り巻く国内外の関連企業の集積を促進し、研究・開発を担う業務拠点区域「津オフィス・アルカディア」、産業用地及び流通用地区域に立地する企業等の相互相乗効果により、新たな産業創出や地域産業の振興に資する先端的産業の研究開発から製造、物流に至る一貫した産業活動を一元的に行い得る複合型産業集積地域をサイエンスシティにおいて実現し、安定した雇用の場を確保するとともに、地域における経済発展や活力増進を図ることを目標としたい。

<p>ともに、地域における経済発展や活力増進を図ることを目標としたい。</p>	
<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p>	
<p>サイエンスシティの造成計画では、津オフィス・アルカディアと流通及び産業用区域における造成地を平成23年度末までに全て企業等向けに譲渡する予定となっている。</p> <p>現在、サイエンスシティには、11社の企業が立地しており、立地面積率は11.8%となっている。主な立地企業としては、中核施設運営第三セクター1社、情報通信関連業種(情報センター部門の立地を含む。)3社と施設等工事業種2社である。</p> <p>しかしながら、現段階での立地が11社、11.8%に留まっている現状を踏まえると、津オフィス・アルカディアへの事務所・研究所の誘致・立地に大きく影響を与えることとなる流通及び産業用区域の土地開発公社造成地において、本年度から平成19年度末までで50%の立地率に、そして、これに続く平成23年度末までで100%の立地率となるよう、造成計画で想定する期間での企業立地を達成することが必要であり、特に、平成19年度末までの立地率を達成することが極めて重要である。</p> <p>このため、この計画に基づきサイエンスシティへの特区制度の導入を行うことで、土地賃貸制度による立地選択肢を新たに設けることができ、結果、産業用地及び流通用区域において集積の核となることが見込まれる企業を、平成16年度末で3社立地させたい。この企業3社の立地と操業により、平成16年度末で約500人程度の新たな雇用の場を生み出すことがで</p>	<p>サイエンスシティの造成計画では、津オフィス・アルカディアと流通及び産業用区域における造成地を平成23年度末までに全て企業等向けに譲渡する予定となっている。</p> <p>現在、サイエンスシティには、20社の企業が立地しており、立地面積率は20.4%となっている。主な立地企業としては、中核支援施設「あのつピア」整備運営の第三セクター1社、情報通信関連(情報センター部門の立地を含む。)3社、医療用品関連2社、家電製品等営業関連1社であるが、「津オフィス・アルカディア」を核とするサイエンスシティにおいて、国内企業と外国企業とによる立地率を本年度から平成20年度末までで50%に、そして、これに続く平成23年度末までで概ね企業立地が完了するよう、造成計画で想定する期間での企業立地を達成することが必要であり、特に、平成20年度末までの立地率を達成することが極めて重要である。</p> <p>このため、この計画に基づくサイエンスシティへの特区制度の導入により、外国企業の立地の事前準備としての支店等開設を円滑に行い、併せて、これまでの土地賃貸制度による立地選択肢を組み合わせることで、結果、サイエンスシティにおいてシナジー効果となり得るような外国企業を、平成17年度末で3社立地させたい。</p> <p>その後、GNIの活動を通じて企業発掘された外国企業や「みえメディカルバレー創生特区」により誘発された国内外企業の</p>

<p>き得ると想定している。</p> <p>また、平成17年度末で集積の核となることが見込まれる企業と関連企業、広域的な都市機能を担う利便施設を更に4社立地させ、そして、これに続くその後の集積相乗効果により、平成19年度末までに関連企業等6社の立地を新たに誘発させたい。結果、特区制度の導入により、平成19年度末で13社の企業立地、約2,000人程度の雇用の場を生み出すことができ得ると想定している。</p>	<p><u>サイエンスシティへの集積を順次図り、平成20年度末までに概ね6社(年間2社程度)の外国企業の立地を追加していきたい。</u></p> <p><u>結果、今回の特区制度の導入とこれまでの用地賃貸制度により、平成20年度末で外国企業9社の企業立地、約700人程度の雇用の場を生み出すことができると想定している。</u></p>
<p>8 特定事業の名称</p>	
<p>土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業</p>	<p>外国企業支店等開設促進事業</p>

変更前

別紙

1 特定事業の名称

403 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

津市土地開発公社

特区内に立地を希望する企業等

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後直ちに

4 特定事業の内容

事業に関与する主体

津市土地開発公社

特区内に立地を希望する企業等

事業が行われる区域

津市及び三重県安芸郡河芸町の区域の一部（中勢北部サイエンスシティ）

津市あのみつ台一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目の全部

津市大里小野田字八知 780-1、802～805、同字下八知 881～913、津市大里山室町字百石 811-1、津市大里野田町字石田 1622-19～1622-30、津市大里睦合町字長峰 2270-2～2270-5、同字北谷 2274-1～2306-9

三重県安芸郡河芸町大字南黒田字山沖 940～1004、同字山王 1055-1～1110-1、1952-6～1952-8、同字内垣内 1312-1～1329-1、同字元里 683-2、780-3、1330～1418-1

事業により実現される行為

造成地に対して借地借家法第24条の規定による事業用借地権を設定し、企業等に賃貸する。

5 当該規制の特例措置の内容

中勢北部サイエンスシティ事業（以下「サイエンスシティ」という。）は、津市及び河芸町が地域産業の高度化や地域雇用の促進を図るための産業立地基盤の整備として計画し、地域振興整備公団による産業業務用地「津オフィス・アルカディア」の

	<p>造成と併せて、津市土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号に基づいて産業用地、流通用地と住宅用地の造成を行ってきたものである。</p> <p>このため、国と地方が相互に協力、一体化し、先端的産業、流通・物販業種や製造業等の企業を集積するための種々の時宜にあった施策を講じることで、当該事業目的を早期に実現していくことが必要である。</p> <p>一方、企業においては、業務用地や事業設備を賃貸することで固定費を変動費に転換し、コスト軽減を図っていくという変化が顕著となっている。</p> <p>こうした企業立地の形態の変容を踏まえると、企業の地域への立地が減少する中で、企業の地方への事業投資を誘引していくためには、立地・操業に係る初期投資を低く抑えることが必要であり、そのためにはサイエンスシティにおいても賃貸による事業用地の取得が行えるようにすることが効果的である。</p> <p>また、企業集積を誘引するためには、先ず、集積の核となりえる企業等を先導的に誘致し、その後続く関連企業の立地をその吸引力により誘致していくことが重要であるが、その核となりえる企業等の立地に際しては、比較的大きな事業用地を必要としていることから、賃貸による事業用地の取得が行えるようにすることが必要となる。</p> <p>一方、既に、サイエンスシティにおいて研究・開発を担う業務拠点区域「津オフィス・アルカディア」においては、経済産業大臣の認可によって、個別的に当該業務用地を賃貸できる特例措置も導入されてきている。</p> <p>このため、サイエンスシティにおける津市土地開発公社の造成地（産業用地及び流通用地）においても、こうした国の施策と均衡を保ちつつ、企業等の業務用地として当該造成地を賃貸することが、国と地方との相乗効果による企業等の立地と産業集積を促進し、企業等立地に伴う地域の雇用の確保と産業活力拠点の整備を図るうえで必要かつ効果的であるという理由から、この特定事業に係る特例措置の適用が都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与すると認めるものである。</p>
変更後	削除

変更前	記載無し
変更後	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 <u>509 外国企業支店等開設促進事業</u></p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>株式会社津サイエンスプラザ</u> 同社は、中勢北部サイエンスシティ（以下「サイエンスシティ」という。）事業を推進し、業務拠点地区における中核支援施設「あかつピア」の整備と地域産業の振興を促進するために、独立行政法人中小企業基盤整備機構、三重県、津市、三重県安芸郡河芸町が筆頭株主（90.6%）となり、民間企業41社の協力を得て、平成8年4月3日に第三セクターとして設立したものである。 同社は、「あかつピア」でのオフィス賃貸を主な業務とするとともに、「あかつピア」を核とした企業間や産学間の交流、共同研究などの促進を図るほか、サイエンスシティに立地する企業の日常業務を支援している。</p> <p><u>特区内への外国企業支店等の立地に際し、当該支店等開設準備に係る活動に携わる外国人</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 <u>認定後直ちに</u></p> <p>4 特定事業の内容 <u>事業に関与する主体</u> ア <u>株式会社津サイエンスプラザ</u> イ <u>特区内への外国企業支店等の立地に際し、当該支店等開設準備に係る活動に携わる外国人</u></p> <p><u>事業が行われる区域</u> <u>津市及び三重県安芸郡河芸町の区域の一部（中勢北部サイエンスシティ）</u> <u>津市あかつ台一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目の全部</u> <u>津市大里小野田字八知 780-1、802～805、同字下八知 881～913、津市大里</u></p>

山室町字百石 811-1、津市大里野田町字石田 1622-19 ~ 1622-30、津市大里睦合町字長峰 2270-2 ~ 2270-5、同字北谷 2274-1 ~ 2306-9

三重県安芸郡河芸町大字南黒田字山沖 940 ~ 1004、同字山王 1055-1 ~ 1110-1、1952-6 ~ 1952-8、同字内垣内 1312-1 ~ 1329-1、同字元里 683-2、780-3、1330 ~ 1418-1

事業により実現される行為

次に掲げる施設において、外国企業の支店等開設準備に係る活動に携わる外国人の受入を行うことにより、中勢北部サイエンスシティ（以下「サイエンスシティ」という。）への外国企業の立地と集積を促進する。

施設名	所在地	整備・管理者	施設の概要
<u>あのかつピア</u>	<u>津市あのかつ台 4丁目6番地 1</u>	<u>株式会社津サイエンスプラザ</u>	<u>インキュベーション室、共同研究室、賃貸オフィス、会議室などを整備</u>

5 当該規制の特例措置の内容

サイエンスシティ事業は、津市及び河芸町が地域産業の高度化や地域雇用の促進を図るための産業立地基盤の整備として計画し、独立行政法人中小企業基盤整備機構（旧地域振興整備公団）と協同して整備を行ってきたものである。

一方、我が国の経済の振興施策として、平成15年度から5年間で、外国企業による直接対内投資を倍増するための推進事業がジェットロなどを中心として積極的に進められてきている。

その目的達成の取り組みの一環として、外国企業の誘致促進を目的とした行政・経済団体等の広域連携組織である「グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ（以下「GNI」という。）」が平成16年度から組織され、当該組織に津市が参画している。外国企業の立ち上げ時には、GNIが法人設立手続などについて積極的な支援を行うこととなっており、更に、この計画により外国企業が日本国内での活動を支援するための規制緩和を適切に講じることで、サイエンスシティへの外国企業の立地と集積を促進することができ、国と地方の産業振興に関わる相互施策の実現に大きく寄与するとともに、外国企業の直接対内投資倍増の目標達成に貢献するものとなる。

この計画においては、

（1）津市では、外国企業誘致の海外ミッション派遣と併せて、GNIにおける海外企業発掘と外国企業招へい、特に、バイオ・メディカル分野における外国企業の誘致活動を行ってきた。これら取り組みを通じて、北欧企業（ドイツ、スウ

エーデン、フィンランド) 4社が地域企業との提携も含め、津市地域への投資関心を示してきている。

このため、バイオ・メディカル分野など成長が期待される産業に関連するこれら外国企業がサイエンスシティに新たに進出するに際しては、サイエンスシティの中核支援施設「あつピア」において、当該外国企業の支店等開設準備に供する事務所の確保が図られている。

このことから、外国企業の支店等開設に供する施設を提供するための必要な措置が講じられているものと判断した。

(2) サイエンスシティの事業推進に関わって、三重県「メディカルバレー事業」との協力・連携やGNIの活動、駐日外国大使館等との共同事業開催等を通じて、これまで外国企業や外資系企業の誘致を促進するための活動を行ってきている。

これら取り組みの結果、北欧企業9社との誘致交渉を進め、その中、前述したように北欧企業(ドイツ、スウェーデン、フィンランド)4社が地域企業との提携も含め、津市地域への投資関心を示してきており、今後、平成17年度末までに当該外国企業の具体的な事業計画の作成まで到達することができると考えている。

更に、GNIにおける海外企業の発掘を平成16年度に行ってきたことから、今後、これら欧州企業10社程度を対象として誘致活動を行うこととなる。

また、この計画による規制緩和により、「みえメディカルバレー創生特区」で誘発され得る外国企業の立地をサイエンスシティにおいて速やかに受け入れることができ、この計画の実施が当該創生特区との相乗効果により、バイオ・メディカル関連分野や情報通信関連分野、同融合分野(「バイオ・メディカル分野等」という。以下、この項で同じ。)など成長が期待される相当数の外国企業の集積が見込まれるものである。

これらのことから、今後、外国企業の集積が相当数見込まれるものと判断した。

(3) バイオ・メディカル分野等の関連産業における外国企業の事務所・研究所の立地は、成長が期待される国内企業との連携や影響等において相乗効果が大きく、集積が集積を呼ぶ効果が期待できるものである。

また、三重県「メディカルバレー事業」の実施や同事業に関わる規制緩和に伴い、この計画による特区制度を活用した外国企業の立地が地域における産業振興と産業集積に貢献すると見込まれるものである。

このため、これら分野の産業の発展が相当程度見込まれるものと判断した。

このため、この計画による規制緩和が、サイエンスシティにおける外国企業支店等

の開設促進を図り、もって外国企業の対内直接投資を促進し、外国企業の立地に伴う地域の雇用の確保と産業活力拠点の整備を図るうえで必要かつ効果的であるという理由から、この特定事業に係る特例措置の適用が都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与すると認めるものである。